

日本暖地畜産学会 倫理綱領

本学会は、会則第 2 条および第 3 条に謳うように、畜産学、応用動物科学、草地学における科学的研究を推進するとともに、研究者相互間の交流を促進し、その研究内容の普及を図り、他の研究団体との連携を図る。

本学会の会員は、この目的を希求するとともに、科学者・専門家として社会の負託に応えなければならない。そのため本学会は、以下の倫理綱領を制定する。

(使命)

1. 会員は、畜産学、応用動物科学および草地学の分野での活動を通じて、暖地における地域社会の持続的発展に貢献する。

(方向性)

2. 会員は、研究の実施とその発展内容が、動物・植物・環境・社会に与える影響に配慮して研究目的を設定し、計画を立案する。

(平等)

3. 会員は、すべての人に対して、人種・国籍・宗教・職業・性別・年齢・障害などによる差別を行わない。

(人権等)

4. 会員は、研究の実施と日常生活において、プライバシーの保護、人権の尊重、公私のけじめ等、社会人としての規範を遵守するとともに、動物愛護や環境保護に努める。

(研究姿勢)

5. 会員は、研究ならびに技術開発活動を真摯に行い、得られる結果に誠実に対応する。同時に、他者の自由な発想と活動を最大限に尊重し、その貢献を正當に評価する。

(情報公開)

6. 会員は、研究成果の公表や関連する事業などへの参加に関して、常に開かれた討論の場を保持し、その活動内容等の情報公開に努める。

(その他)

7. 会員は、後進の育成や畜産・動物・植物に興味を持つ人々への啓発に関して、相応の配慮を行う。